

大垣市
第四次 男女共同参画プラン

概要版

平成30年3月
大 垣 市

1 プラン改定の趣旨

本市においては、男女共同参画社会の実現をめざし、平成12年に「大垣市男女共同参画プラン」を策定、平成15年には「大垣市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成17年3月には、岐阜県下初となる「男女共同参画都市宣言」を行いました。

その後も、2度にわたりプランの改定を行うとともに、平成29年10月には「大垣市男女共同参画センター」をオープンさせるなど、男女共同参画に関する取組を着実に推進してきました。

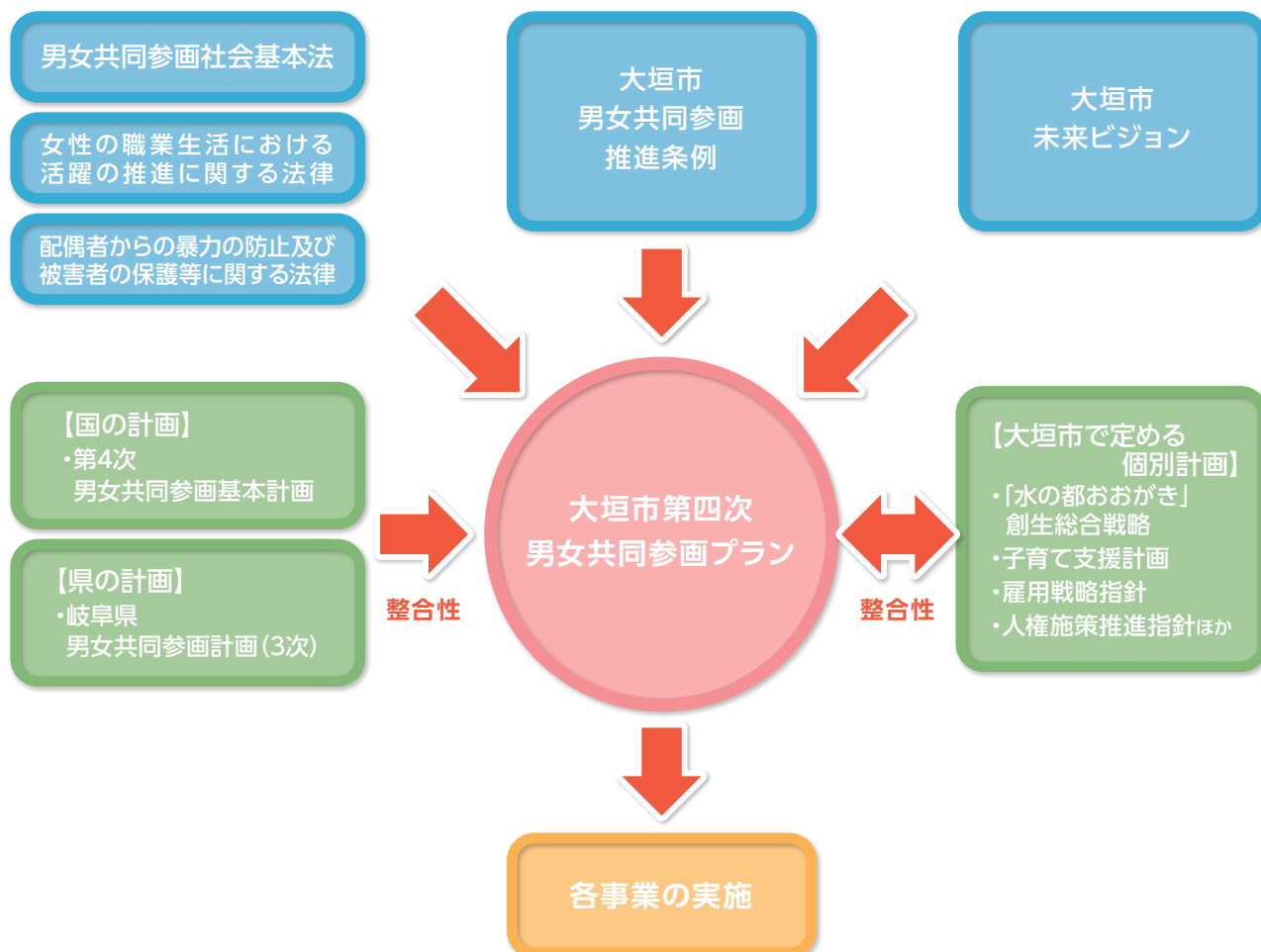
本プランは、第3次プランの期間終了を受け、近年の社会情勢の変化や国等の動向に対応しながら、本市における男女共同参画の推進に関する施策を、引き続き総合的かつ計画的に実施するために策定しました。

2 プランの位置付け

このプランは、「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」とするとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「大垣市女性の活躍推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「大垣市DV対策基本計画」として位置付けます。

また、国の「第4次男女共同参画基本計画」や「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」と整合を図るとともに、市で定める「大垣市未来ビジョン」を上位計画とし、その他、関連する個別計画と整合を図ったプランとしています。

【大垣市男女共同参画プランの位置付け】



3 プランの期間

このプランは、平成30年度(2018年度)を初年度とし、平成34年度(2022年度)を目標年次とする5か年のプランです。

【大垣市第四次男女共同参画プランの期間】

	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)
第3次大垣市男女共同参画プラン(5か年)	→					
大垣市第四次男女共同参画プラン(5か年)		→	→	→	→	→

4 プランのめざす姿

市民総参加により男女共同参画社会を創る視点で、「めざす姿」を、「みんなで創る 男女共同参画都市」とします。

5 プランの構成

本プランでは、「めざす姿」の実現に向け、プランの期間である5年間で特に優先的・重点的に取組む部分を重点目標として設定することで、総合的かつ着実な計画の推進を目指します。

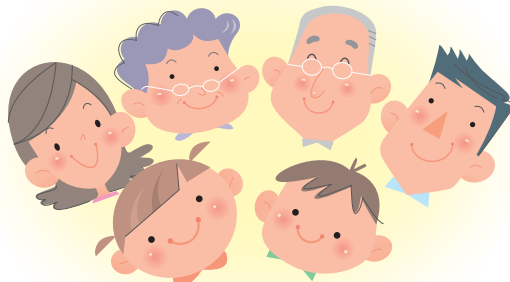
6 プランの目標指標及び目標値

プランでは、取組の成果を測るための目標指標を設定し、プランの進捗状況を把握するとともに、効率的な推進を図ることが必要であり、本市の最上位計画である「大垣市未来ビジョン」においては、男女共同参画施策としての目標指標が設定されています。

なお、本プランにおいては、特に優先的・重点的に取り組む部分として設定する重点目標ごとに目標指標を設定します。

【大垣市未来ビジョン第1期基本計画 目標指標及び目標値】

目標指標名	基準値(H28)	目標値(H34)
男女共同参画が進んでいると感じている人の割合	—	80.0%



7 プランの施策体系

めざす姿

みんなで創る 男女共同参画都市

▼ 重点目標(3)

▼ 基本施策(9)

重点目標1 ▶ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

- 1 啓発活動の推進
- 2 地域・家庭・学校での推進

重点目標2 ▶ 多様な分野において女性が活躍できる社会づくり

- 1 女性登用の推進
- 2 女性人材の育成
- 3 女性の就業支援の推進
- 4 ワーク・ライフ・バランスの促進



重点目標3 ▶ 性別等によらず、誰もが安心して生き生きと暮らせる社会づくり

- 1 DV防止啓発及び被害者支援の推進
- 2 人権啓発活動の推進
- 3 心身の健康支援

8 プランの重点目標

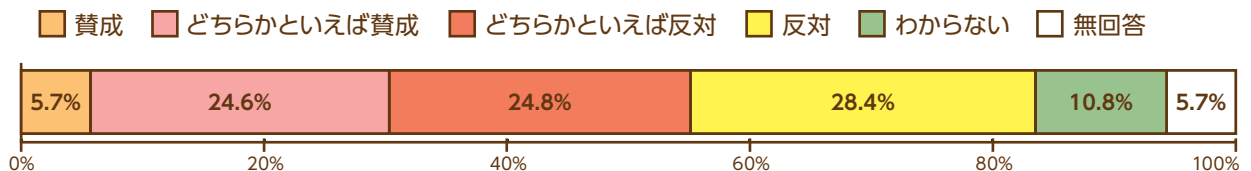
重点目標1

男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

1 現状と課題

- (1) 男女平等を進める取組については、性別役割分担意識の解消が最も重要であると考えられるため、あらゆる場面において、引き続き、男女共同参画の意識啓発を推進することが必要です。
- (2) 仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらしますが、同時に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進することが重要です。とりわけ、男性については、家事、育児、介護等の家庭生活や地域活動への参画を促進する必要があります。
- (3) 市民意識調査の結果では、様々な生活場面の中で、学校教育の場が最も平等と感じられていますが、その割合は減少しているため、引き続き、学校教育の場での意識啓発が必要です。

家庭生活等に関する意識（男性は仕事、女性は家庭を守るべきである）



▶「どちらかといえば反対」と「反対」を合わせると、53.2%と半数を超えています。

2 基本施策及び主な取組

(1) 啓発活動の推進
・ 男女共同参画に関わる各種調査、統計資料等の収集及び提供
・ 啓発イベント、セミナーの開催
・ 取組が顕著な事業所、団体等の表彰
(2) 地域・家庭・学校での推進
・ 地域活動における男女共同参画を推進する取組への支援
・ ワーク・ライフ・バランスに関する啓発及びセミナーの開催
・ 男性の家事、育児への参加促進
・ 男女平等教育の推進



3 目標指標及び目標値

目標指標名	基準値（H28）	目標値（H34）
慣習・しきたりにおいて男女が平等だと感じる人の割合（%）	14.8%	30.0%
男女共同参画センター利用者数（人）	—	3,000人

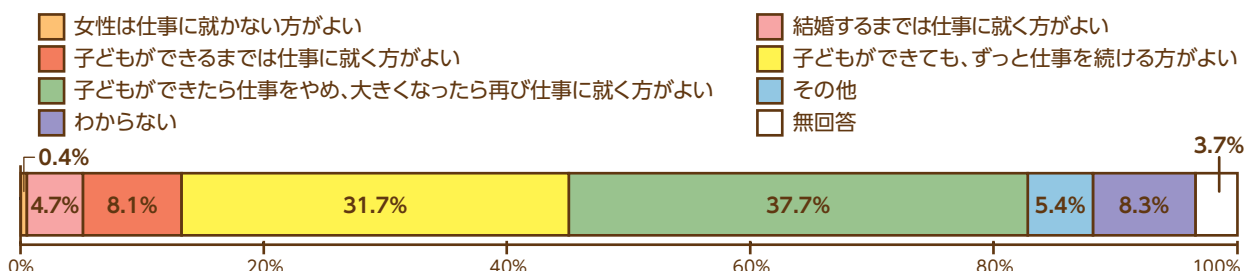
重点目標2

多様な分野において女性が活躍できる社会づくり

1 現状と課題

- (1) 本市では、政策・方針決定の過程において女性の参画が図られるよう、リーダーとなる女性の人材育成や参画の意識を高める取組を進めてきましたが、今後も、女性の登用及び人材育成に努める必要があります。
- (2) 企業実態調査の結果では、意欲と能力がある女性を積極的に採用する企業が半数を超えていますが、女性を管理職へ積極的に登用する企業は20%弱にとどまっています。
- (3) 市民意識調査の結果では、多くの女性が結婚や子育てのために一旦離職した後、再び仕事に就いていることが推測される一方、子の出生後も働き続けたいとする回答も多くあるため、再就職を希望する女性への支援や仕事を継続できるような支援が必要です。

女性が仕事に就くことについての考え方



▶「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事に就く方がよい」が37.7%と最も多くなっています。

2 基本施策及び主な取組

(1) 女性登用の推進
・ 市審議会等委員への登用推進
・ 人材リストの作成及び活用
・ 市女性職員のエンパワーメント及び管理職への登用
(2) 女性人材の育成
・ 女性団体等の活動支援及び協働
・ 女性を対象とした市政に関するセミナー等の開催及び講師派遣
(3) 女性の就業支援の推進
・ 子育て支援サービスの提供
・ 介護サービスの提供
・ キャリア相談の実施
・ 関係機関と連携した就職相談の実施
・ キャリアアップセミナー等の開催
・ キャリア教育の推進
(4) ワーク・ライフ・バランスの促進
・ ワーク・ライフ・バランスに関する啓発及びセミナーの開催(再掲)
・ 取組が顕著な事業所、団体等の表彰(再掲)

3 目標指標及び目標値

目標指標名	基準値(H28)	目標値(H34)
市審議会等委員への女性登用率(%)	38.7%	40.0%
ワーク・ライフ・バランスの認知度(%)	22.4%	40.0%
取組が顕著な事業所等の計画期間内での延認定・表彰等数	17事業所等	20事業所等

重点目標3

性別等によらず、誰もが安心して生き生きと暮らせる社会づくり

1 現状と課題

- (1) DVは重大な人権侵害であり、いかなる場合であっても決して許される行為ではありません。
- (2) 性別に関わらず、その個性と人権を尊重されることが求められているため、意識啓発により、性別等に基づく人権侵害の解消を進める必要があります。
- (3) 近年、マタニティハラスメントなどの新たな問題も発生しており、様々な問題を抱えて悩んでいる人も少なくありません。また、男女ともにそのライフステージの変化に合わせた健康支援が必要です。

DVを身近で見聞きしたり、経験したこと

区 分	比 率
身近な人から相談を受けたことがある	7.0%
身近な人に暴力を受けた当事者がいる	9.6%
医師の治療は必要がない程度の暴力を頻繁ではないが受けたことがある	3.0%
医師の治療は必要がない程度の暴力を頻繁に受けたことがある	1.2%
医師の治療が必要となるほどの暴力を受けたことがある	1.6%
命の危険を感じるほどの暴力を受けたことがある	1.1%
言葉の暴力を受けたことがある	14.0%
生活費を減らされるなどの経済的な暴力を受けたことがある	4.3%
暴力がテレビや新聞などで問題になっていることは知っている	52.4%
暴力を行ったことがある	2.0%
暴力について見聞きしたことはない	24.2%
その他	0.2%

▶「暴力を受けたことがある」(言葉や経済的な暴力を含む)の割合が、「相談を受けたことがある」と「暴力を受けた当事者がいる」を合わせた割合を上回り、潜在化の可能性あります。

2 基本施策及び主な取組

(1) DV防止啓発及び被害者支援の推進
・DV防止に向けた啓発、広報及び相談窓口の周知
・デートDV防止に向けた啓発
・関係部署及び関係機関との連携
・DVへの相談対応及び保護等による被害者への支援
(2) 人権啓発活動の推進
・人権学習及び講座の開催
・啓発誌等の発行
(3) 心身の健康支援
・悩み等を抱える女性への相談対応及び相談窓口の周知
・各種健康講座の実施



3 目標指標及び目標値

目標指標名	目標値(H28)	目標値(H34)
DV防止法の認知度(%)	52.7%	70.0%
女性相談関係窓口の認知度(%)	—	50.0%

9 プランの推進

(1) 大垣市男女共同参画推進審議会

「大垣市男女共同参画推進条例」の規定に基づき設置されている「大垣市男女共同参画推進審議会」には、毎年度プランの進捗状況等を報告し、適切かつ効果的な提言をいただきます。

(2) 大垣市男女共同参画プラン行政推進委員会

庁内組織である「大垣市男女共同参画プラン行政推進委員会」には、毎年度プランの進捗状況等を報告し、必要に応じて横断的な検討・調整を行い、施策の展開を図ります。

(3) 推進拠点(大垣市男女共同参画センター)

「大垣市男女共同参画センター(ハートリンクおおがき)」を、男女共同参画の推進に関する取組を支援する活動拠点として一層の充実を図ります。

(4) 関係団体等との連携

地域全体で取組を進めていく必要があるため、男女共同参画推進団体等をはじめとする関係団体や関係行政機関等と連携してプランの推進を図ります。

(5) 市民、事業者との連携・協働

男女共同参画社会を実現するためには、市の取組だけでは難しく、市民、事業者も男女共同参画についての理解を深め、主体的に取り組むとともに、それぞれが役割を果たしながら、互いに連携・協働して取り組むことが重要です。

① 市民の役割

- ・ 家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めましょう。

② 事業者の役割

- ・ 事業活動に関し、男女共同参画の推進を阻害する要因の解消及び男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に努めましょう。
- ・ 男女が事業活動と家庭生活及び地域における活動を両立できるよう環境の整備に努めましょう。

③ 市の役割

- ・ 男女共同参画に関する施策を総合的に策定し実施するとともに、必要な財政上の措置を講じます。



【大垣市第四次男女共同参画プラン 概要版】 平成30年3月

発行：大垣市

編集：かがやきライフ推進部 まちづくり推進課 男女共同参画推進室

〒503-0911 岐阜県大垣市室本町 5丁目51番地

TEL：(0584) 47-8549